

一般社団法人

高千穂町観光協会 会員規程

一般社団法人高千穂町観光協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高千穂町観光協会（以下「当法人」という。）定款に規定する当法人の会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 定款第6条、第7条により、入会資格が生じるものとする。

- 2 原則として営業所得のない個人の入会は認めない。ただし理事会において必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 同一経営者が複数の事業所を入会させることは原則として認めない。

(入会申込書)

第3条 定款第7条1項に定める、別記様式第1号の入会申込書に記入して提出しなければならない。

(取引の制限)

第4条 当法人の事業の部類に属する取引については、会員との取引を原則とする。

- 2 販売委託契約を締結する場合は原則として消化仕入れ方式とし、手数料は契約書において定める。

(会費)

第5条 定款第8条に定める会費は年額を次の額とする。

- 2 会費の納入は、その年度の10月末までとし、その年度末までに未納の場合は退会したとみなす。
- 3 年度内に退会した場合の会費は返還しないものとする。

正会員	年額6,000円
賛助会員	年額5,000円

(退会届)

第6条 定款第9条の任意退会、第10条の除名、第11条の会員資格の喪失に該当する場合、速やかに別記様式第2号の退会届を提出するものとする。

(慶弔見舞金)

第7条 会員の慶弔見舞金は別表1のとおりとする。

- 2 前項にない慶弔に関する事項が生じた場合、会長が必要と認めたときは会長が定める。

附則 この規程は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は平成 24 年 8 月 1 日から実施する。
この規程は令和 5 年 6 月 28 日から実施する。

別表 1

役員・会員 慶弔金

	弔 慰 金	花環・生花料
役 員 本 人	10,000円	10,000円程度
役員の父母配偶者 及び子供	5,000円	10,000円程度
会 員 本 人	5,000円	

役員・会員 見舞金（ただし、会長が必要と認めた場合）

本人役職名	見舞金又は見舞品
役 員 本 人	5,000円以内
会 員 本 人	3,000円以内

一般社団法人 高千穂町観光協会 会員入会資格基準

この基準は、入会に際しての一定の資格基準である。

- 1 一般社団法人高千穂町観光協会の事業目的に賛同し、その目的達成のため積極的に協力する意思があること。
- 2 つねに観光客の目線にたって商工農林連携のサービスに心がけ、満足度日本一の観光地づくりに、よき理解者であること。
- 3 一般社団法人高千穂町観光協会の定款及びその他規程、規則を遵守し、会員の調和を乱す行為は一切とらないこと。
- 4 定款第9条による任意退会及び同第11条によって会員資格を喪失した者が、再度入会を希望する場合は、社員総会の特別決議によって、これを認める場合がある。また、同第10条によって除名の処分を受けたものについては、原則として再度入会は認めない。